

今後 2 年間の審議予定案件について

環境政策部会・気候変動部会・自然環境部会（環境首都課）	
・・・・・・・・・・	1
生活環境部会（環境管理課）・・・・・・・・・・	5
鳥獣部会（消費者くらし政策課）・・・・・・・・	6
温泉部会（薬務課）・・・・・・・・・・	7

徳島県環境基本計画の改定

1 概要

徳島県環境基本条例第10条の規定に基づく「徳島県環境基本計画」は、「人と自然との共生」「持続的発展が可能な社会の構築」「地球環境保全に向けた地域の取組」という3つの基本理念のもと、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を定めたもの。

2 計画改定の概要

現計画の計画期間が平成30年度までとなっていること、また、現計画の策定以降世界全体での脱炭素社会の構築に向けたパリ協定の採択・発効がなされ、本県においても、全国に先駆けて「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを展開していることなどから、環境情勢の変化に的確に対応し、新たな課題への取組みをより充実させるために、改定する。

3 計画期間

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）までの5年間
（現計画：平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度））

4 スケジュール

・これまでの経緯

平成30年2月 県から環境審議会へ諮問、環境政策部会へ付議
環境政策部会の開催（計画策定の基本方針）

現在 環境政策部会環境基本計画小委員会において素案等を検討中

・今後の予定

11月 環境審議会環境政策部会の開催（中間とりまとめ案）

12月 パブリックコメントの実施

平成31年1月 環境審議会環境政策部会の開催（答申案）

2月 環境審議会から県へ答申

3月 計画策定（改定）

○「徳島県地球温暖化対策推進計画」の進捗管理、見直し

1 概 要

平成23年8月に策定した「徳島県地球温暖化対策推進計画」は、平成28年度に「新たな削減目標」の設定を追加し、進捗状況を点検・評価し、PDCA サイクルに沿った進捗管理を行うこととされているため、指標の進捗状況の進捗管理を行っている。

2 内 容

庁内各部局で構成する「環境対策推進本部」を通じて取りまとめた指標の進捗状況や新たな知見・情報等を元に、進捗状況の点検・評価、必要に応じた見直し等を行う。

3 スケジュール（予定）

平成30年11月 進捗状況の点検・評価、見直し（平成29年度実績に基づく）

平成31年秋 同上（平成30年度実績に基づく）

○「徳島県気候変動適応戦略」の進捗管理、見直し

1 概 要

平成28年度に策定した「徳島県気候変動適応戦略」は、「気候変動部会」において進捗状況を点検・評価し、PDCAサイクルに沿った進捗管理を行うこととされているため、指標の進捗状況の進捗管理を行う。

また、気候変動の影響に関する新たな知見や情報等の収集し、必要に応じて、見直しを行うこととされているため、所要の見直しを行う。

2 内 容

庁内各部局で構成する「環境対策推進本部」を通じて取りまとめた指標の進捗状況や新たな知見・情報等を元に、進捗状況の点検・評価、必要に応じた見直し等を行う。

3 スケジュール（予定）

平成30年11月 進捗状況の点検・評価、見直し（平成29年度実績に基づく）
平成31年秋 同上（平成30年度実績に基づく）

○「徳島県気候変動適応戦略」の改定

1 概 要

現行の「徳島県気候変動適応戦略」の計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間であることから、平成33年度からの新たな計画期間に向け、改定の準備を進める。

2 内 容

庁内各部局の意見を聴取して取りまとめる改定素案を元に、平成33年度以降における本県の気候変動への適応に関する施策の方向性としてふさわしい内容に改定するため、検討を進める。

3 スケジュール（予定）

平成32年冬～春	県から環境審議会へ諮問
平成32年春～秋	改定素案の審議（→9月議会で報告）
平成32年秋～冬	パブリックコメント、答申案の審議、県への答申 （→2月議会で報告）
平成33年3月	改定

自然環境部会

1 概要

「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」や「生物多様性とくしま戦略2018-2023」の重点プロジェクト及び行動計画に関する取り組み内容の検討を行う。

検討の前には「希少野生生物保護検討委員会（年3回程度開催）」にて専門的な事項について議論し、参考となる意見を集める。

2 検討事項

(1) 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表

県内における特に貴重な生態系について情報発信を行うために公表すべき情報について検討する。

(2) 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表

外来種による生態系への影響について周知・啓発を行うために公表すべき情報について検討する。

(3) オヤニラミ回復事業実施計画の策定

平成28年度に策定されたオヤニラミ回復事業計画に基づき、具体的な目標を定めた実施計画を策定する。

(4) 徳島県版「種のレッドリスト」改定

徳島県版「種のレッドリスト」のうち、「鳥類」および「哺乳類」のレッドリストについて検討し、改定を行う。

(5) 「生物多様性とくしま戦略2018-2023」の進捗状況評価

年に1度評価を行うこととなっている。

3 スケジュール案

平成30年10月～（検討事項について希少野生生物保護検討委員会で検討）

平成31年 3月 「オヤニラミ回復事業実施計画」の策定

「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の選定

平成31年10月 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表

「生物多様性とくしま戦略」の進捗評価

平成32年 3月 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表

平成32年10月 「生物多様性とくしま戦略」の進捗評価

平成33年 3月 「鳥類」および「哺乳類」の徳島県版レッドリストの改定

「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」の策定

1 概要

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、徳島県は、管轄する区域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する義務があり、同法第16条の規定に基づき、毎年、国及び地方公共団体と測定の調整を図り、次年度の「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」（以下「測定計画」という。）を策定している。（測定計画の策定については、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。）

2 測定計画の概要

(1) 測定項目

pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）など、環境基準項目及び要監視項目

(2) 測定地点

河川：主要18河川を含む38河川

海域：県内全海域（9海域）

(3) 測定方法

国の定める方法（昭和46年環境庁告示第59号など）

(4) その他必要な事項（測定回数など）

3 測定計画策定の流れ

○各関係機関へ、次年度の実施予定を照会（9月）

↓

○照会結果のとりまとめ（10月～11月）

↓

○とりまとめを基に、「測定計画（原案）」の作成・関係機関との協議（12月）

↓

○環境審議会において、「測定計画（案）」の審議（1月（下旬）～2月（初旬））

鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

① 目的

第12次鳥獣保護管理事業計画(H29.4.1～H34.3.31)に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定等を行う。

② 内容

津乃峰鳥獣保護区特別保護地区(3ha)、太龍寺鳥獣保護区特別保護地区(6ha)の再指定
(指定期間：H31.11.1～H41.10.31)

③ スケジュール(案)

平成31年 5月	指定予定地の現地調査等
平成31年 6月	公聴会の開催
平成31年 7月	環境審議会への諮問(鳥獣部会への付議)、答申
平成31年10月	告示

※平成32年度以降も、事業計画に基づく指定を、同様のスケジュールで行う

◎ 温泉法にかかる許可について

1. 概 要

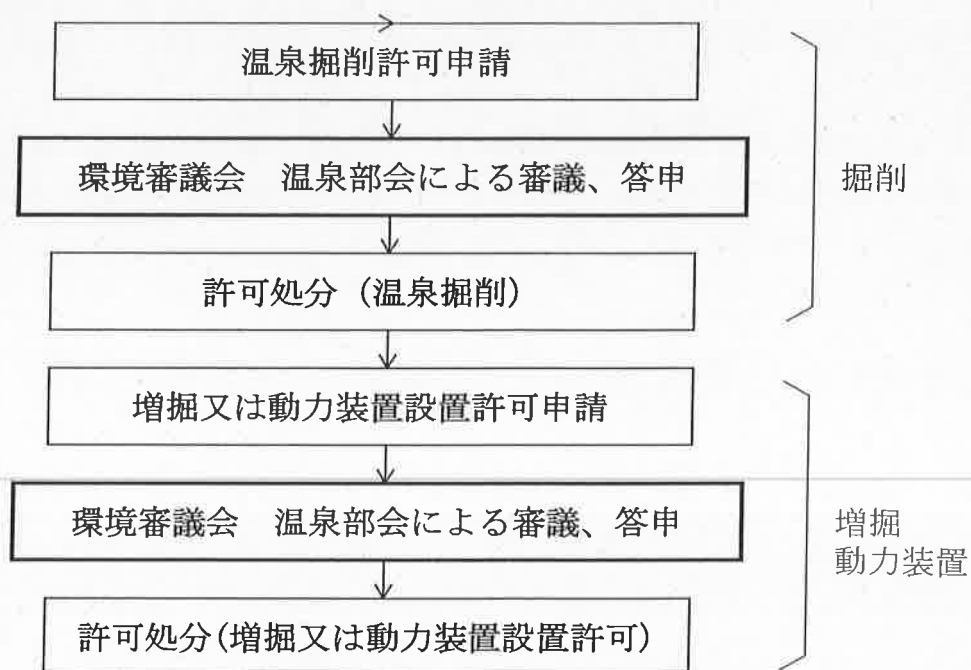
温泉法第32条（審議会その他の合議制の機関への諮問）により、

- ① 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合
- ② 温泉のゆう出路を増掘、又は動力を装置しようとする場合
- ③ ①、②の許可を取り消す場合
- ④ 温泉源を保護するため、温泉の採取の制限を命ずる場合に、温泉法の規定により処分するため審議会へ意見を聴く。

2. 内 容（審議会への答申等）

温泉がゆう出すると推測される場所によっては、既に、許可を得ている近傍地点での掘削も懸念され、温泉法の第一の目的である「温泉資源の保護」のため、新規掘削の影響が既存温泉に大きな影響を及ぼさないか、県環境審議会（温泉部会）の答申を得て許可等の手続を行っている。

（許可の流れ）



3. 今後のスケジュール

申請された際に、県から環境審議会へ諮問する。

（参考：過去2年間の状況）

件数 / 年度	28年度	29年度
掘削許可	1	1
動力装置設置許可	1	1